

医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業概要（案）

令和8年4月23日

長野県健康福祉部

医師・看護人材確保対策課

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務・生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、宿直室等の施設整備への支援を行う。（国の医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ事業）

2 重点医師偏在対策支援区域

重点医師偏在対策支援区域については、国の「医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ事業」として令和7年度から実施している「診療所承継・開業支援事業」と同様に、国が候補区域として示した「医師少数区域」のほかに、「少数でも多数でもない区域」、更には「医師多数区域」のうちの町村エリアも対象とする。

医師偏在指標の区域	二次医療圏	対象市町村
医師少数区域	上小	上田市、東御市、青木村、長和町
	上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
	木曾	上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町
少数でも多数でもない区域	諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
	大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
	長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
医師多数区域	佐久	小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本	麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村

※対象外の区域・・・小諸市、佐久市、松本市、塩尻市、安曇野市

3 事業内容

（1）補助対象

重点医師偏在対策支援区域内で医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関であって、長野県地域医療対策協議会及び長野県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関の開設者。

(2) 補助対象経費、補助基準及び補助率

補助対象経費	基準額	補助率
医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ・宿直室、医局、更衣室、浴室等 ※医師以外が使用する場合は、使用割合で按分	次に掲げる基準面積に別に定める単価（※）を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80 m ² ※1 m ² 当たりの単価 鉄筋コンクリート 558,000 円 ブロック 444,000 円 木造 362,000 円	1/2

(注)

ア 上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とします。

イ 以下の費用については、補助の対象外となります。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(3) 算定方法

ア上記の表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イアにより選定した額と総事業費から寄付金を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

4 予算額 (R8.2月補正予算 R8年度全額繰越) 33,840千円

5 スケジュール (想定)

令和8年5月25日(月)正午	事業者→県へ事業計画書提出 ※必着
5月28日(木)	県→国へ事業計画提出
7月以降(想定)	国→県へ補助金の内示 県→事業者へ内示 事業者→県へ交付申請 県→事業者へ交付決定
～令和9年3月末	事業者→県へ実績報告書提出 県→事業者へ補助金交付

6 留意事項

- ・期限までに事業計画書の提出がない場合は、本事業の対象外となります。
- ・本事業は、長野県地域医療対策協議会及び長野県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象となります。ご提出いただいた事業計画書等は、両協議会で共有（長野県地域医療対策協議会は公開で実施）されますので、その旨を同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- ・県からの内示以降に着手し、令和9年3月31までに完了(竣工)した事業が対象となります。内

示前に請負契約を締結している場合は補助の対象外となります。

- ・補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなりますので、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備としてください。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還していただくこととなります。

